の「A物質・エネルギー」の(4)に示すいずれかの内容と関連付けて取り上げていること。

［生活科］

1　選択・扱い及び構成・排列

（1）　具体的な活動や体験を通した学習がなされるよう適切な配慮がされていること。

［音楽科］

1　基本的条件

（1）　小学校学習指導要領に示す「共通教材」はすべて取り上げていること。

（2）　中学校学習指導要領第２章第５節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（2）のアの(ウ)に示す歌唱教材としての「共通教材」は、３学年間にすべて取り上げていること。

2　選択・扱い及び構成・排列

（1）　学習指導要領に示す「共通教材」は、楽曲の性格に即して適切に扱われていること。

（2）　国歌「君が代」及び小学校学習指導要領に示す「共通教材」である歌唱教材には、歌詞を別記し、その他の歌唱教材には、必要に応じて、歌詞を別記していること。

（3）　表現教材における調の選択に当たっては、その学年の児童又は生徒の声域並びに楽器の特性などを十分考慮していること。

（4）　音楽の記号及び用語並びに音楽の構造などに関するものについては、単なる理論や概念の学習に偏ることなく、楽曲と関連付けて扱われていること。

（5）　楽曲には、作曲者名、作詞者名、編曲者名、採譜者名などが示されていること。

3　正確性及び表記・表現

（1）　楽譜の表記は適切であり、不統一はないこと。また、楽譜の大きさは適切であること。

［図画工作科及び美術科］

1　基本的条件

（1）　小学校学習指導要領に示す内容のうち「B　鑑賞」については、「A　表現」と関連付けて取り上げていること。

（2）　小学校学習指導要領第２章第７節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の１の（5）に示す「共同してつくりだす活動」及び中学校学習指導要領第２章第６節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（5）に示す「共同で行う創造活動」は、取り上げなくても差し支えないこと。

2　選択・扱い及び構成・排列

（1）　材料及び用具の選択及び扱いには、学習を進める上で不適切なところはないこと。

（2）　色に関する学習は、単なる知識や理論の学習に偏ることのないよう配慮されていること。

（3）　参考作品及び鑑賞作品の図版には、作者名のほか、原則として、年代、国名、大きさ、材質などが付記されていること。また、美術館などに所蔵されているものについては、必要に応じて所在を示すよう配慮されていること。

3　正確性及び表記・表現

（1）　作品、参考作品、鑑賞作品及び説明図の印刷は正確・鮮明であること。

［体育科及び保健体育科］

1　基本的条件

（1）　小学校においては、小学校学習指導要領第２章第９節の第２「各学年の目標及び内容」のうち、〔第３学年及び第４学年〕の２「内容」の「G　保健」及び〔第５学年及び第６学年〕の２「内容」の「G　保健」のみを取り上げていること。

（2）　中学校の体育分野においては、中学校学習指導要領第２章第７節の第２「各学年の目標及び内容」のうち、〔体育分野　第１学年及び第２学年〕、〔体育分野　第３学年〕の２「内容」の「H　体育理論」のみを取り上げていること。

2　選択・扱い及び構成・排列

（1）　小学校学習指導要領第２章第９節の第２「各学年の目標及び内容」の〔第５学年及び第６学年〕の「G　保健」の（1）のアの（ウ）については、「A　体つくり運動」の（1）のアと、中学校学習指導要領第２章第７節の第２「各学年の目標及び内容」の〔保健分野〕の２「内容」の（2）のアの（エ）については、〔体育分野〕の内容の「A　体つくり運動」の（1）のアと、それぞれ密接な関連を持たせて取り上げていること。

［家庭科及び技術・家庭科］

1　基本的条件

（1）　中学校の〔家庭分野〕においては、中学校学習指導要領第２章第８節の第２「各分野の目標及び内容」に示す項目のすべてを取り上げていること。

（2）　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2　選択・扱い及び構成・排列

（1）　中学校学習指導要領第２章第８節の第２「各分野の目標及び内容」の〔家庭分野〕の２「内容」の「A　家族・家庭生活」の（4）、「B　衣食住の生活」の（7）及び「C　消費生活・環境」の（3）については、選択して学習することができるよう配慮がされていること。

（2）　中学校学習指導要領第２章第８節の第２「各分野の目標及び内容」の〔技術分野〕の２「内容」の「D　情報の技術」のうち、コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成及びソフトウェアの利用については、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

（3）　実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。

［外国語科］

1　選択・扱い及び構成・排列

（1）　各学年の教材については、小学校学習指導要領第２章第10節の第２「各言語の目標及び内容等」の３「指導計画の作成と内容の取扱い」の（3）及び中学校学習指導要領第２章第９節の第２「各言語の目標及び内容等」の３「指導計画の作成と内容の取扱い」